

（研究ノート）

民間軍事請負会社（PMC）と国家の責任

高 井 晋¹

はじめに

冷戦終焉後の国際安全保障環境の変化は、ならず者国家（rogue state）や破綻国家（failed state）の登場により、従来の安全保障概念を一変させた。東西両陣営からの経済援助に依存してきた途上国は、冷戦終焉に伴って経済援助が打ち切れ、国内経済の破綻を招いた。先進国においては、経費削減の要請に基づいて小さな政府を志向する政策がとられ、軍事関連業務を民間部門への業務委託（outsourcing）、いわゆる「民間活用」を行う傾向が顕著となった。世界各国の軍隊は、後方支援（logistics）のみならず基地内の食堂、郵便などのサービスまで「民間活用」するようになった。

破綻国家はもとより多くの途上国では、治安維持の任務をもつ軍隊や警察がその機能を果たせず、国内のテロリストや反政府武装集団の横行を許す結果となり、当該国家で活動する外国企業や外交使節団等は、自力で組織や構成員の安全を確保する必要に迫られた。このような状況の中で登場してきたのが、主として先進国でリストラされた将校や佐官クラスの退役軍人が設立した、民間軍事請負会社（Private Military Company, PMC）である。

一般にPMCは、戦闘、治安、建物の警備、要人の警護、軍隊構成員の教育・訓練、基地の建設、物資の輸送、情報・通信等に加えて、基地の清掃、制服の洗濯、軍隊構成員の娯楽に至るまで、ありとあらゆる職種のサービスを提供している。PMC社員の中で戦闘サービスや戦闘支援サービスに従事する者は、従来の傭兵と概念が類似しており、その法的地位が問題となっている。

PMCが日本で注目を集めたのは、イギリスのPMCのHart社²日本人社員が、2005年5月にイラクでクウェートの輸送会社の車両を車列警備していたところ、待ち伏せしていた武装勢力の攻撃を受け拉致され死亡した事件がきっかけであった。この小論は、PMCの概念とそのサービスを明らかにし、次いで軍隊が直接契約したPMCとその社員の法的地位ならびに違法行為と国家の責任の問題が提起されている。

1 PMC 登場の背景とその概念

PMC が冷戦終焉後になって活発に活動するようになったのは、次のような国際安全保障環境の変化がある。すなわち、冷戦期間中の米ソ両国は、途上国に対し政治的あるいは経済的関与を繰り返し、直接的あるいは間接的な介入や干渉を行っていた。したがって、両国の対立関係は、国際秩序を安定化させたのみならず、途上国内の民族間あるいは宗教間の潜在的対立が顕在化することを抑制してきたといえよう。

しかしながら冷戦後になり、米ソ両国の影響力が減少した結果、途上国は、国内治安の維持と確保あるいは軍事的脅威の除去など、自国内に生じた不安定要因を是正する必要性に迫られた。したがって途上国は、自国の軍隊や警察でこれらに対応できない場合、便宜的に PMC のサービスを選択するようになった。途上国の多くは、国内の反政府活動やこれらに対する周辺諸国からの軍事的支援に対処するため、自国軍隊の能力不足を補う簡便な方策として PMC を利用してきたのであった。

他方で多くの先進国は、福祉関連予算の増加と公共政策分野への財政支出削減を調和させるため、効率的かつ小さな政府を推進する傾向が顕著となり、軍事力を削減するとともに、安全保障分野についてアウトソーシングが重要な選択肢となった。先進国の小さな政府を志向した民間活用の政策は、PMC の増加傾向に拍車をかけた。加えて冷戦終焉後に先進国が軍事力を削減する傾向は、結果的に軍隊の作戦指揮や運用能力の高い元軍人を労働市場へ供給することになり、これら元軍人は自己の再雇用先として PMC を選択したのである。

このような傾向、すなわち途上国や先進国の安全保障に関わる政府機能を補うために、民間会社への業務委託が増加した背景には、その担い手となる PMC の存在があったことはいうまでもない。多くの PMC は、冷戦終焉後に各国の国内法に基づいて設立された法人である。PMC は、当初、主として軍事部門が担当していた分野、すなわち戦闘、治安維持、軍人の教育訓練、作戦指導等のサービスを行なうことで発展してきたが、その後、同種企業の吸収と合併を繰り返し、安全提供サービス等について政府のアウトソーシングに応じられる企業へと飛躍的に発展した。

途上国政府や先進国の軍隊は、① PMC 雇用の高いコスト・パフォーマンス、② PMC の高い即応能力、③ 戦死 PMC 社員の扱いについてのメリットがあるため、PMC と業務委託契約を結ぶことになる。すなわち、途上国にとってハイテク兵器を装備した自国軍隊の増強は莫大な費用が必要であるため、PMC との業務委託契約は、強力な傭兵軍を短時間で調達できる手段なのである。先進国は、自国軍隊の人員費の高騰対策、軍事予算の削減等に対応する必要性から、PMC と業務委託契約を結ぶが、その最大のメリットとして、PMC 社員の死傷者を自国軍隊の死傷者とみなさないことである。軍隊構成員が死亡すれば補償する必要があるが、PMC 社員の死亡者は補償の必要がないだけでなく、死者数が激増しても反戦運動を高める可能性が低いからである。

PMC は、そのサービスを国家、軍隊、企業、国際機構等に提供しているが、PMC 社員が戦闘行為に従事するという負の企業イメージを払拭するために、主たる提供サービスに応じて民間警備保障会社 (Private Security Company, PSC)、軍事コンサルティング会社 (Military Consulting Firm, MCF)、危機管理会社 (Risk Control & Risk Management, RCRM) 等の名称を使用するようになった。

今日、PMCは、①戦闘、戦闘支援、要人警護、建物や基地の警備等の危険サービス、②物資の供給や輸送サービス等のロジスティックスサービス、③軍隊の教育と訓練、戦術と戦略の指導等の教育訓練サービス、④警備計画、警護計画、戦術や戦略等に関するコンサルティングサービスなどがあり、このほかにも、①戦場で活動する兵士その他の人に対する保険サービス、②捕虜の尋問等の任務の代替、③兵器の調達、④軍用犬の訓練と提供等、多岐にわたるサービスを提供している。

2 PMCの危険サービス

PMCの危険サービスには、戦闘サービスと防護サービスがある。戦闘サービスは、国家の軍隊と共にあるいは軍隊に代わって戦闘に直接参加する戦闘行為サービス、および軍隊の戦闘任務を支援する戦闘支援サービスである。一方、防護サービスには、要人を警護する対人警護サービスおよび対物防護サービスがある。後者は、建物や基地等の固定物、および輸送車両や船舶の移動物の防護を行うサービスをいう。これら危険サービスに従事するPMC社員の賃金は非常に高額であり、入社希望者は後を絶たないといわれている。

(1) PMCの戦闘サービス

冷戦直後に登場したPMCは、主として戦闘サービスに従事し、内戦における和平達成の合意形成に貢献した。たとえば、アンゴラ紛争とシエラレオーネ紛争で戦闘行為サービスを提供したことで知られているExecutive Outcomes (EO)社³は、もともとローデシアでリストラされた軍人が起業したPMCである。これら高度な戦闘技術をもつ元ローデシア軍人は、1980年のローデシア崩壊後に南アフリカに移住し、南アフリカ軍人として同国のアパルトヘイト体制を維持するために戦闘行為に従事したが、同体制の崩壊とともに再びリストラされたのであった。

EO社は、南アフリカ軍により壊滅的打撃を与えられたアンゴラ政府軍を復活させ、アンゴラ政府軍と共に反政府勢力アンゴラ独立民族同盟 (UNITA) と戦闘し、UNITA との和平交渉の糸口を作った⁴。また、シエラレオーネ内戦で危機に瀕したシエラレオーネ政府は、頑強な反政府軍の鎮圧のためEO社と契約した。EO社は、シエラレオーネ軍の訓練と戦術立案を支援すると共に戦闘に参加し、反政府勢力の革命統一戦線に奪われたダイヤモンド鉱山を奪回して反政府勢力を壊滅状態に追い込み、内戦を終結させた実績をもつ⁵。

イギリス法人のSandline International (SI)社⁶は、パプアニューギニア政府と戦闘支援サービス契約を締結し、同国特殊部隊の訓練と情報収集、作戦指揮を請け負った。パプアニューギニア政府は、ブーゲンビル革命軍の反政府行動で敗北の危機に瀕していたが、SI社と戦闘支援サービス契約を締結して、奪われた鉱山奪回作戦に関する政府軍の指揮、情報収集および政府軍の訓練等の業務を委託し、その結果、同革命軍に大きな損害を与えたのであった。

EO社とSI社は、政府と雇用契約を締結して反政府勢力を封じ込めることに成功したが、内戦が沈静化し戦闘サービス提供の需要が落ち込んだこと、さらには同業他社との競争が激しくなったこと等により、徐々に戦闘サービスを停止した。しかしながら、米国における同時多発テロ以降は国際情勢が大きく変化し、アフガニスタンやイラクにおける戦闘支援サー

ビスの需要が急激に増加したため、多くの PMC が設立された。

たとえば AirScans Inc. (AS) 社⁷は、無線航空機を活用して偵察、爆撃、銃撃等の治安のサービスや偵察システムの提供や森林火災の調査と消火訓練を専門とする PMC で、元米空軍司令官が設立した戦闘支援サービス専門会社である。同社は、主として米空軍や米国防務省等の米政府と契約し、戦闘支援サービスを提供している。

(2) PMC の防護サービス

今日の PMC が提供する防護サービスには、対人警護サービスと対物防護サービスがある。PMC の対人警護サービスは、軍隊の特殊部隊の出身者が担当することが多く、警護する対象は、国連、大使館や政府の要人に加えて、企業や NGO 等の民間人さらには国際会議への参加者などである。イラクやアフガニスタン等に見られる治安状況が悪い国は、軍隊や警察が弱体であるため、PMC が同国の政府要人や国際機関幹部職員等の重要人物 (VIP) を警護することが専らである。

PMC サービスの中で最も基本的なものは、対物防護サービスである。対物防護サービスは、大使館、会社の建物、工場、石油施設、石油パイプライン、鉱山等のほかに、軍事基地や大使館地域などのさまざまな対象を防護している。また、治安状況が悪い国では、経済的に恵まれた住民が自己警護や家屋防護を PMC に依頼するケース、あるいは政府自ら自国軍隊が訓練した国民を警護要員として企業に斡旋するケースもある⁸。

対人警護サービスに含まれる移動警護サービスは、今日、PMC が最も力を入れているサービスである。VIP や重要物資を車両で移動するときは警備が最も手薄となるため、かかるサービスが PMC に委託される。PMC は、たとえば、有志連合軍あるいは国連や一般企業の物資が車両移動される場合、防弾性と耐爆性を強化した特殊車両を使用し車列を組んでこれらを警護する。

イラクで活動した PMC は、その過剰ともいえる警護サービスに対して、一般住民から批判が生じていた。たとえばアメリカの Blackwater Security Consulting (BSC) 社⁹は、イラクで食糧輸送の防護に従事していたが、PMC に反発する一般住民がファルージャで待ち伏せし社員 4 人を惨殺し、遺体を橋につるした事件が 2004 年に発生したほどである。

PMC は、これらの警備サービスの他に、地雷や不発弾の処理サービスも提供している。たとえば、イギリスの Chilport 社¹⁰は、火薬や麻薬の監視、地雷除去や爆発物の処理等のために、対テロ犬、警察犬、追跡犬、地雷探査犬、暴動鎮圧犬等に対する訓練サービス、および訓練済み犬の提供サービスを行なっている。かかる地雷除去や不発弾処理は、収益の確保のみならず、企業イメージを高める副次的効果がある。

今日のソマリア沖海賊は凶暴を極めており、多くの国の船舶のみならず、ソマリアの飢餓住民を支援するための世界食料計画 (WFP) 等の国際機関による食糧運搬船を襲撃している。国連安保理は、諸国に対し WFP 支援とソマリア沖海賊防止の国際協力を呼びかけている¹¹。このような状況に鑑み、近い将来、海軍 OB による船舶護衛サービスを専門とする PMC が登場すると思われる。

4 PMC のロジスティックサービス

PMC のロジスティックサービスは、①軍用装備の整備、②物資供給チェーンの管理、③現地での入浴システムや糧食の提供等の生活環境整備、④軍用基地の建設、⑤これらサービス提供のための施設の取得など多岐にわたり、今日、PMC は軍隊の行動に不可欠な存在となっている。ロジスティックサービスを行なう PMC は、Haliburton 社¹²、Brown and Root (KBR) 社¹³、Air Charter Service 社¹⁴、Kalitta Charters 社¹⁵ その他多くの PMC がある。

ロジスティックサービスを担当する PMC の急増は、供給チェーン管理と民間部門へのアウトソーシングの導入を目的とした、アメリカ国防省のロジスティックス改革と不可分であるといわれている。国防省は、軍の展開能力に柔軟性をもたせるために、1985年12月に設置した Logistics Civil Augmentation Program (LOGCAP)¹⁶ を活用し、ロジスティックスの一部を民間業者へ委託するようになった。LOGCAP 契約は、米陸軍が戦時あるいは緊急事態時に民間契約業者を使用する計画である。民間業者との契約は、緊急事態時を含むロジスティックスと建設に関する事前包括契約であることから契約金が高額になり、かかる高額契約を得ようとして PMC が急激に増加した。

米国が LOGCAP 契約を行なったロジスティックスサービスは、たとえばソマリアにおける米軍と国連部隊¹⁷ に対するロジスティックス、東チモールにおける基地施設の整備や輸送ヘリコプターの提供、グアタナモ海軍基地捕虜収容施設の運営、ハイチにおける医療クリニック機材、イラクにおけるロジスティックス等が、Haliburton 社、KBR 社、Aggreko 社¹⁸、DynCorp International 社¹⁹ 等の PMC に業務委託されている。

5 PMC の教育訓練サービス

PMC は、兵士の養成や作戦の錬度を向上させるために、国防軍の軍人を訓練するサービスを行うこともある。米ソ両国は、従来、途上国の軍隊を支援し強化するために、軍隊の指導や軍人の訓練を行ってきたが、冷戦終焉後はそのような支援の必要性がなくなった。これを差し控えるようになった。弱体な軍隊を保有する途上国、新独立国家あるいは新政府樹立直後の旧破綻国家は、地域紛争や国内治安問題に対処するため軍隊の強化を迫られることになり、軍隊の教育と訓練の業務を PMC に委託するようになった。

このような途上国等の軍隊の急速な育成の要求と軍人を教育訓練する必要性は、多くの退役軍人をして PMC を起業させるモチベーションとなった。PMC の教育訓練サービスは、軍隊と軍人の他に、民間人に対する主要なサービスとして行なわれることもある。PMC は、①高額な賃金を求めて PMC 社員として紛争地で働く希望者、あるいは②紛争地の企業従業員、メディア従事者、国連や NGO 等の関係者に対して、テロや誘拐から身を守るため、および小火器、地雷、爆弾に関する知識等について、初歩的な自己防衛術の教育訓練サービスを行うのである。

たとえば教育訓練サービスで有名な米国の BSC 社は、広大な訓練施設と宿泊施設を所有し、今日までに5万人もの警察官、軍人、民間人を教育訓練してきたといわれている。同社は、①拳銃、ショットガン、カービン銃等の取り扱い、②襲撃や危険に遭遇した緊急時の運転技術、③ヘリコプターからのあるいは夜間の狙撃訓練、④爆弾テロからの防御、⑤爆発物の発

見と処理の方法、⑥要人の警護方法、⑦現地の風俗習慣と言語（アラビア語、パシュトゥン語、ダリ語等）などについて、充実した教育訓練コースを設定している。

イギリスの Blue Hackle 社²⁰ は、船舶や港湾施設の防護に関する教育訓練サービスを専門としており、海上警備、対海賊訓練、港湾施設防護、航空機による海上救援訓練等のコースのほか、一般の軍事訓練、特殊部隊の訓練、建物や施設の防護、情報収集や諜報活動等のコースを併設している。

このほか退役軍人の雇用先の Centurion 社²¹ は、もっぱら民間人を対象とした教育訓練を専門としており、危険地帯での身体の安全維持の目的で、風土病や飲用水、地雷や不発弾、紛争地でのストレス解消、騒乱への対処、自動車の検問などに関し、情報収集の方法、リスクの判断と対策について教育訓練を行っている。Civilian Police International 社²² は、文民、警察要員、CIA 要員等に対して射撃訓練、負傷者の応急処置訓練を行っており、Select Armor 社²³ は化学、生物、放射性物質の除去や爆発物処理の教育訓練コースを運営し、Armor Group International 社²⁴ は、拉致者の生存基本、危機管理、運転スペシャリストなどの教育訓練コースを提供している。

6 PMC のコンサルティングサービス

PMC のコンサルティングサービスは、時代に即した軍隊の再構築、再編成、能力の急速な増大あるいは情報収集等について、豊富な経験と専門的知識やノウハウを助言することである。コンサルティングサービスを専門とする PMC は、軍事コンサルティング会社（MCF）と称する場合が多く、これらの会社は、危険サービスを提供せず、軍隊や企業に対し戦略的、即応的、組織的な分析を提供するところに特徴があり、長期的な業務委託契約を行う場合が多い。

MCF には、純粋に軍事的な分析結果だけを提示する会社と、分析結果に基づいて要員の教育訓練をサービスする会社がある。このような MCF は、情報収集、情報提供、情報分析、情報評価などのソフト分野のコンサルティングサービスを提供しているが、関連するハード分野のサービスについても請け負うこともある。たとえば、1978 年に設立された Military Professional Resources Inc. (MPRI) 社は、1995 年にクロアチア軍の近代化に協力してクロアチア独立を側面から支援し、2000 年には対麻薬戦争でコロンビア政府と協力関係にあった²⁵。

このほか WVC3 Group, Inc. 社²⁶ は、セミナー開催や訓練サービスおよび研究開発に加えて、コンサルティングサービスを受注する会社である。同社は、テロ対策、米国土防衛、国内警備、対テロ戦争時の高度なコンサルティングを提供するが、経験に基づいて蓄積された研究、分析、提言を行なって、戦略的に有利な政策決定を導くこともある。また、イギリスの Security Support Solutions (SSS) 社²⁷ は、ハイリスク地域で活動する政府、NGO、企業に対して、リスク評価、脅威分析、脆弱性評価、実績モニタリングを行なうが、自社の装甲車やヘリコプターを使って空輸の警護要員や防護要員を派遣できる体制を整えているので、防護サービス提供の依頼があればコンサルティングの内容を自ら実施する。

7 PMC に対する法的規制の必要性

PMC は、自己が得られる事業利益がリスクに見合わない判断した場合、一方的に契約を打ち切る可能性もある。したがって PMC と契約する上での最大の問題は、PMC が契約を一方的に破棄したとき、あるいは契約を履行しなかったとき、雇用者は、PMC とその社員に対して法的に契約を強制することができない場合である。たとえば、Gurkha Security Group 社²⁸ は、グルカ兵を養成して派遣する PMC であるが、1995 年にシエラレオーネにおいて指揮官を失ったことから、政府との契約を一方的に破棄している。このような PMC による契約の一方的破棄や契約不履行は、物理的な危険があるのみならず、PMC と雇用者との金銭トラブルを発生させる。

また PMC は、社員が武装して任務に従事する場合があるにもかかわらず、活動を規制する有効な国内法規がないため、一般に、PMC 社員の行動の説明責任は軍隊と比較してはるかに少なく、PMC 社員が犯罪や非道徳的行為を行ったとしても、容疑者は解雇されるだけというケースがほとんどであるといえよう。

PMC が国家と直接契約を締結する場合、関係国内法規が存在する国家については、当該法規の規制下におかれるが、法整備が不十分な途上国に対しては法的な規制を期待できない。PMC が天然資源採掘会社などの企業やその他の顧客と直接契約を締結する場合は、当該国家は活動を規制する手段を欠いているので、個々の事例に対処するのが精一杯であるといわれている。

このように PMC に対する法規制は、① PMC が雇用者の政治的・軍事的コントロールに従わない傾向にあること、② 指揮統制および戦闘における PMC 社員の法的地位が不明確であること、③ PMC が自己の活動に責任を負わない傾向があることなどにより、その必要性があるにもかかわらず、なかなか進展していないのが実情である。このような PMC にアウトソーシングすることの是非について議論がある。たとえば米国民は、正規軍や部隊の動向について厳しく判断するが、PMC 社員の動向については無関心であり、米軍は、議会や世論の承認を得ないで派兵の上限を超えて PMC にアウトソーシングすることが可能になっている。PMC 社員が軍刑法に違反しても軍法会議にかけられることはない。

多くの場合、PMC の創業者や社員は、過去に戦闘サービスに従事していたり、傭兵組織のメンバーであったりしても、PMC が社員を雇用する基準がなく、無責任な PMC が混在していることが法規制を困難にさせている。2003 年の米国によるイラク攻撃後は、PMC が急成長したため各社とも猫の手を借りたいほど契約数が増加し、社員採用基準が劣悪になっているのである。これに加えて、PMC の営業内容は不透明な部分が多く、経済的利益、社員犠牲者数の統計、契約顧客数や契約内容、社員数、現地人の採用数、費用や予算、犠牲者数などの情報はほとんど公表されていない。PMC に対する公的な監視は不十分のまま、法的規制が十分に行われないうまま現在に至っている。

PMC の法規制²⁹ の困難さは、PMC が活動拠点や法人格が国境を越えて変更され自国の法的な規制を回避できるため、本拠地国の法規制にも限界があることに現れている。

8 PMCと国内法

米国は、官公庁がPMCと契約する場合に許可制にして契約を制限する一方、PMC社員の海外での犯罪を処罰する国内法をもっている。たとえば、1976年の「武器輸出管理法（Arms Export Control Act, AECA）」は、防衛装備やサービスの輸出入をコントロールする権限を大統領に与えており、PMCに対しても適用される。しかし、5000万ドル以下の軍事装備品やサービス等を含む契約について政府への報告義務を課していないため、報告の必要のない契約に分割されることが多いといわれている。またPMCは、1997年の「国際武器取引規制法（International Traffic in Arms Regulations, ITAR）³⁰」の遵守が求められている。

南アフリカは、1998年にPMC傭兵（mercenary）と通常兵器の規制問題に関する統合メカニズムを構築する「外国軍事支援法（Foreign Military Assistance Act, FMA）」を制定した。かかる法規制の強化に伴ってEO社は解散したが、同社の社員は規制の弱い他国で別法人を設立し活動している。オーストラリアは、1978年に「刑罰（外国侵入および入隊）法（Australian Crimes (Foreign Incursions and Recruitment) Act）」を制定しオーストラリアにおける傭兵雇用とオーストラリア人が非政府軍隊に入隊し戦闘することを犯罪とした。

ベルギー議会は、1979年に同国人は外国部隊への参加を禁止する立法措置をとったが、未だ国王の裁定を得ていない。カナダは、「海外入隊法（Foreign Enlistment Act）」によって、カナダの同盟国に対し積極的に戦闘を行っている部隊への入隊者を訴追できる。フィンランドの「刑罰法（Penal Code）」第16章22節は、フィンランド人の他国軍隊への応募を禁止する規定がある。ポルトガル国民は、「刑法典（Criminal Code）」の規定により、海外における傭兵活動に従事することが禁止されている。ロシアの「刑法典（Criminal Code）」第359条は、傭兵の応募、教育または資金供与、および武力紛争で傭兵に参加した場合は処罰されることを規定している。

9 PMC危険サービス社員と傭兵の問題

PMCの法的地位との関連で最も問題となるのは、戦闘サービスに従事する社員と傭兵との関係であろう。危険サービスに従事するPMC社員は、雇用者である国家の軍事組織の役割を代替しているが、交戦法（Jus in bello）が適用されるか否かについて明確ではなく、更なる検討が必要である。PMC社員の国際法上の地位は、傭兵と異なっても必ずしも明確ではない。

傭兵に適用される国際法は、アフリカ統一機構（Organization of African Unity, OAU）が1977年の汎傭兵会議で採択した「アフリカ傭兵廃絶に関するOAU議定書（傭兵排除条約）」、これを補完するために国連総会が1989年に採択した「傭兵の募集、使用、資金供与及び訓練を禁止する国際条約（傭兵禁止条約）」、および1977年に赤十字国際委員会が採択した「ジュネーブ諸条約に追加される第1議定書（第1追加議定書）」47条の定義がある。

傭兵排除条約は、傭兵の定義を「国家およびOAUが認定した独立運動を転覆させることを目的に雇用された主体」（第1条）とした。しかし、同条約は傭兵の雇用自体を禁止していなかったため、第1条で禁止された目的以外の目的での傭兵雇用、たとえばアンゴラやザイールで反政府勢力を弾圧する目的の傭兵雇用、あるいは個人の金銭的利益、紛争目的への共感、兵士に対する近親感、個人的な冒険心を目的とした傭兵雇用を行い、条約の適用を免れた。

また同条約は、適用確保のための強制手段を欠いていたこともあり、傭兵排除の目的を十分に発揮できなかった。

国連は、かかる事態に対処するため傭兵禁止条約を採択し、傭兵の募集、傭兵の使用、傭兵に対する資金供与、傭兵の訓練を禁止した。同条約は傭兵行為を細かく規定しているが、条約に査察条項や罰則規定もなく、条約の有効性に疑問がある。これまで傭兵を活発に使用してきたコンゴ、ナイジェリア、アンゴラなどの諸国が批准済みで、ヨーロッパ諸国ではイタリア、ウクライナ、ドイツは署名済みで、ベルギーとニュージーランドは締約国となる準備をしている。しかしスペイン、デンマーク、カナダ、日本、ギリシャ、フランス、ノルウェー、フィンランド、オーストリア、スウェーデン等の諸国は、同条約批准の計画がない。同条約は、90年代になって傭兵雇用が個人ベースではなく、企業の形態をとったPMC社員の活動となったため、条約の前提が崩れており、発効自体が危ぶまれている。

第1追加議定書の第47条は、「(a)武力紛争において戦うために現地又は国外で特別に採用されていること、(b)実際に敵対行為に直接参加していること、(c)主として私的な利益を得たいとの願望により敵対行為に参加し、並びに紛争当事者により又は紛争当事者の名において、当該紛争当事者の軍隊において類似の任務を有する戦闘員に対して約束され又は支払われる額を相当上回る物質的な報酬を実際に約束されていること、(d)紛争当事者の国民でなく、また、紛争当事者が支配している地域の居住者でないこと、(e)紛争当事者の軍隊の構成員ではないこと、(f)紛争当事者でない国が自国の軍隊の構成員として公の任務で派遣した者でないこと」の条件を満たしているものを傭兵と定義した。

したがって同追加議定書によると、傭兵は戦闘員の権利と捕虜の権利を有していない(47条)。傭兵についての厳格な定義を勘案すると、派遣されるPMC社員は社命で戦闘サービスに従事するという活動形態であり、紛争当事国の軍隊に直接あるいは間接に戦闘サービスを提供しており、かつPMC社員は公然と武器を携行していること等から、これら企業体や派遣された社員を傭兵とみなすか否かについて論議が必要である。

傭兵は、個人単位で活動するため個人的な利益を優先させるし、違法な戦闘員のため雇用主である国家に対して法的にも契約的にも拘束されない。また傭兵は、雇用主との傭兵契約を一方的に破棄しても法的に責任を追及されない。しかしPMC社員の場合は、雇用契約により個人の利益よりもPMCの事業利益を優先する義務を負っていること、およびPMCが法的かつ公的存在で雇用主との間の契約上の義務を負っているため、PMC社員が一方的に契約を破棄することは困難である。

他方、紛争当事国の国民で構成されるPMCとその社員は、敵の手中に陥った場合、義勇兵の条件³¹を満たしていれば、交戦資格と捕虜資格を有することになる。しかし、国民でないPMC社員は、①紛争当事国に直接雇用されていないこと、②PMCとの雇用契約の下で活動していること、③傭兵の定義(c)項の「私的な利益を得たいとの願望」で戦闘サービスに従事していること等の理由から、義勇兵団とみなすか否かの問題がある。この問題は、戦闘サービスに関与していたPMC社員が交戦相手国の手中に陥ったとき、非法法戦闘員(unlawful combatant)とされ戦時重罪で処罰される可能性があることを意味している。

おわりに

PMC の概要と PMC 社員の法的地位について検討した。今日、PMC 社員は戦闘サービスに従事せず、そのほかのサービスを国家そのほかに提供している。今日の問題は、イラク等で活動する PMC 社員が有志連合軍等の軍隊構成員、あるいは現地住民や企業活動に従事する民間人に対して違法行為を行った場合、雇用者の責任はどのようにあるべきかであろう。

軍隊その他の機関は、PMC と雇用契約を締結するに際し、PMC 社員が行った違法行為について責任の範囲を明確にしておかなければならない。軍隊その他の政府機関が直接雇用契約を締結する場合、PMC 社員の行為が契約の範囲内であるときは、権限内の行為として雇用者側に責任が生じ、PMC の責任は回避されるであろう。自国の軍事要員が、他国の雇用した PMC 社員から損害を被った場合、その行為が雇用契約の範囲内のものであれば、被害者の本国は、PMC と雇用者である軍隊に損害賠償請求を行なうことができよう。したがって PMC が、軍隊、大使館等の政府機関に直接雇用されていた場合は、PMC との雇用契約の内容に従って、PMC と雇用者の両者あるいはどちらかに損害賠償責任の請求が可能となろう。

PMC 社員から被った損害の賠償責任を追及する場合、犯人逮捕の可否が決定的であり、警察が十分に機能していない途上国あるいは破綻国家では、犯人の特定ができないと損害賠償責任の追及が困難になる。このような場合は、雇用者の PMC あるいは契約者の政府機関に犯人の処罰あるいは引渡しについて協力を要請するほかない。

米国は、2000 年に「軍事治外法権法 (Military Extraterritorial Jurisdiction Act, MEJA) ³²」を施行し、現地で裁判できない軍関係者の犯罪を米国本国で訴追することを可能にした。同法は、米国が現地政府と締結した「軍隊の地位協定 (Status of Force Agreement, SOFA)」で現地の裁判権から免除されている米軍関係者、たとえば米軍に随行する民間人や配偶者、あるいは米軍と共に仕事をする民間人や配偶者の犯罪に対処する目的で制定されたものであり、禁固 1 年以上の犯罪を適用対象とし、窃盗等の軽犯罪は適用を除外されている。また同法は、国防省のために働いている者および国防省が直接契約した PMC 社員に対しても適用されることになる。

他国が契約した PMC 社員に対し軍隊構成員が損害を与えた場合、軍隊構成員の本国が現地政府と締結した SOFA に従うことになる。すなわち、通常、軍隊構成員が公務中に過失損害を与えたときは現地裁判権からの免除が認められているため、容疑者の軍隊構成員は本国へ召還され、軍法会議 (Court Marshal) で責任が追及される。軍隊構成員に過失があった場合は、被害を被った PMC 社員の請求に応じて、軍隊構成員の本国政府が国家賠償責任を負うことになる。公務外の行為であれば、本国政府は、現地裁判所の審理に協力することになることが一般的であるが、この場合、現地の裁判所の審理によっては不当判決や裁判拒否がありうるため、本国政府は被告に対して十分な保護を与える責任があろう。

1 筆者は、元防衛研究所図書館長で、現在、二松学舎大学大学院国際政治経済学研究科非常勤講師 (国際安全保障論研究担当) である。

2 Heart 社のホームページ (<http://www.heart.com>) 等を参照

3 Global Security. org. (http://www.globalsecurity.org/military/world_para/executive_outcomes.htm) および Roger More, Executive Outcomes: Arming for the Post-Nation State Era, *The Executive Intelligence review*, 22 August, 1997 (<http://www.Americanalmanactripod.com/execout.htm>) を参照。

- 4 アンゴラにおける停戦が合意されたため、国連安保理は、国連アンゴラ監視団 (MONUA) を設置した (SC Res.1118, 30 June, 1997)。
- 5 シエラレオーネ内戦の和平が達成されたことから、国連安保理は、国連シエラレオーネミッション (UNAMSIL) を設置した (SC Res.1270, 22 October, 1999)。
- 6 Sandline International 社ホームページ (<http://www.sandline.com/site/>) 等を参照。
- 7 *Prime Time Crime* (<http://www.primetimecrime.com/Recent/War%20on%20terror/Privarte%20Military%20Companies>) その他を参照。
- 8 フィリピン の国軍は、私企業や政府機関などの要望に基づいて、民間人を募集し3ヶ月間の軍事訓練後に制服や武器を貸与し、要望先の警護に当たらせる「官製傭兵」制度を採用している。現在約4000人の「特別民間武装補助隊」は、最低日当90ペソ(約220円)で、採鉱や農園を経営する外国企業など58社(団体)の警護に当たっている。たとえば、道路施設や建設工事を発注したフィリピン基地転換開発庁は、開発主体となった日本の共同企業体(JV)関連施設に対する新人民軍(NPA)のテロ攻撃に備えて、「官製傭兵」を雇用している(2008年6月6日付読売新聞)。
- 9 Blackwater Security Consulting 社ホームページ (<http://www.blacwaterusa.com/>) その他を参照。
- 10 Chilport 社ホームページ (<http://www.chilport.co.uk/>) 等を参照。
- 11 *U.S. Res. 1838*, 7 October, 2008.
- 12 Halliburton 社ホームページ (<http://www.halliburton.com/>) 等を参照。
- 13 Brown and Root 社ホームページ (http://www.kbr.com/careersabout_kbr/susinenn_units_at_a_glance.aspx) 等を参照。
- 14 Air Charter Service 社ホームページ (<http://www.aircharter.co.uk/>) 等を参照。
- 15 Kalitta Charters 社ホームページ (<http://www.kalittacharters.com/>) 等を参照。
- 16 Logistics Civil Augmentation Program (LOGCAP) については、Global Security.org, *op.cit.* を参照。
- 17 国連安保理決議797(1992年4月24日)で設置された第1次ソマリア活動(UNOSOM I)はモガディシユにおける停戦監視と人道援助物資輸送の安全確保を主要任務としていた。
- 18 Aggreko 社ホームページ (<http://www.aggreko.com/>) 等を参照。
- 19 DynCorp International 社ホームページ (<http://www.dyn-intl.com/>) 等を参照。
- 20 Blue Hackle 社のホームページ (http://www.bluehackle.com/en-GB/security_training/) 等を参照。
- 21 Delaware Commissions of Veterans Affairs, *The Centurion* (<http://www.veteransaffairs.delaware.gov/pdf/Vol.11-No.3.pdf>) を参照。
- 22 Civilian Police International 社ホームページ (<http://civilianpolice.com/training.html>) 等を参照。
- 23 Select Armor 社ホームページ (<http://www.selectarmor.com>) 等を参照。
- 24 Armor Group International 社ホームページ (http://armorgroup.com/services/securitytraining/security_trainingservices/) 等を参照。
- 25 Military Professional Resources Inc. 社の歴史について *Source Watch Encyclopedia* (<http://www.sourcewatch.org/index.php?title=MPRI>) を参照。
- 26 WV3 Inc 社ホームページ (<http://www.wv3.com/whoweare.cfm>)、および *Source Watch Encyclopedia* (http://www.sourcewatch.org/index.php?title=wv3_Group%2c_Inc) を参照。
- 27 Security Support Solution 社ホームページ (<http://www.sss3.co.uk/thecompany>) を参照。
- 28 The Knightsbridge Gurkha Service 社ホームページ (<http://www.knightsbridgesecuritygroup.com/kgs.htm>) 等を参照。
- 29 諸国のPMCに関する国内法については、British Foreign and Commonwealth Office, *HC 577 Private Military Companies: Options for Regulation 2001-02*, 12th February, 2001 を参照。
- 30 Federation of American Scientists (FAS), *22 CFR International Traffic In Arms Regulations* (<http://www.fas.org/spp/starwars/offdocs/itar/index.html/>) を参照。
- 31 1907年のハーグ陸戦条約の付属書「陸戦ノ放棄慣例ニ関スル規則」第1条によると、義勇兵団に戦争放棄と権利義務が適用される条件として、①部下のために責任を負うものが其の頭にあること、②遠方より識別可能な固著の特殊徽章を有すること、③公然と武器を携帯すること、④其の動作について戦争の法規慣例を遵守すること、の4点を挙げている。
- 32 Public Law 106-523-Nov.22, 2000 (<http://www.puklaw.com/hi/pl106-523.pdf>) を参照。